

令和2年度包括外部監査(指摘事項)に係る措置状況

(単位:件)

| 措置状況の区分 | 件数 |
|---------|----|
| 措置済 | 21 |
| 対応中 | 18 |
| 指摘事項件数 | 39 |

令和2年度包括外部監査(指摘)一覧

| No. | 項目 | 所管課 |
|-------------|---|-------------|
| R020 01S | 道路占用許可に係る事務の停滞について | 4土木事務所共通事項 |
| R020 02S | 道路占用申請事案の事務処理について | 中央・美浜土木事務所 |
| R020 03S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 中央・美浜土木事務所 |
| R020 04S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 中央・美浜土木事務所 |
| R020 05S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 中央・美浜土木事務所 |
| R020 06S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 中央・美浜土木事務所 |
| R020 07S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 中央・美浜土木事務所 |
| R020 08S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 中央・美浜土木事務所 |
| R020 09S | 道路占用申請事案の事務処理について | 花見川・稲毛土木事務所 |
| R020 10S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 花見川・稲毛土木事務所 |
| R020 11S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 花見川・稲毛土木事務所 |
| R020 12S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 花見川・稲毛土木事務所 |
| R020 13S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 花見川・稲毛土木事務所 |
| R020 14S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 花見川・稲毛土木事務所 |
| R020 15S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 花見川・稲毛土木事務所 |
| R020 16S | 文書管理について | 花見川・稲毛土木事務所 |
| R020 17S | 道路占用申請事案の事務処理について | 若葉土木事務所 |
| R020 18S | ちばし道路サポート制度に係る事務処理について | 若葉土木事務所 |
| R020 19S | 道路等の維持管理に伴う管理の瑕疵に起因する事故の発生・賠償金の支払事務と維持建設課（維持班）が実施する道路等の簡易な維持・修繕との関係について | 若葉土木事務所 |
| R020 20S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について | 若葉土木事務所 |
| R020 21S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について | 若葉土木事務所 |
| R020 22S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について | 若葉土木事務所 |
| R020 23S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について | 若葉土木事務所 |
| R020 24S | 固定資産管理の適正性：売却処理について | 若葉土木事務所 |
| R020 25S | 道路占用申請事案の事務処理について | 緑土木事務所 |
| R020 26S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 緑土木事務所 |
| R020 27S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 緑土木事務所 |
| R020 28S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 緑土木事務所 |
| R020 29S | 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 緑土木事務所 |
| R020 30S | 固定資産台帳登録について | 土木保全課 |
| R020 31S | 道路台帳への道路情報の登載について | 路政課 |
| R020 32S | 改良工事完成後の道路台帳への登載について | 路政課 |
| R020 33S | 場内放置に対する料金徴収のあり方について | 自転車政策課 |
| R020 34S | 無申請利用に対する料金徴収のあり方について | 自転車政策課 |
| R020 35S | 個人情報の取扱いについて懸念される保管場事務の事例について | 自転車政策課 |
| R020 36S | 個人情報の取扱いについて懸念される保管場事務の事例について | 自転車政策課 |

| No. | 項目 | 所管課 |
|-------------|--------------------------|--------------|
| R020 37S | 移動保管自転車等売却契約に基づく売却代金について | 自転車政策課 |
| R020 38S | 道路改良工事の完了通知について | 道路建設課（道路計画課） |
| R020 39S | 買収した用地に対する会計処理について | 街路建設課（道路建設課） |

令和2年度包括外部監査結果(指摘)

監査テーマ:道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

| No. | 項目 | 報告書掲載頁 | 内容(抜粋) | 措置状況(通知年月) | 措置内容 | 所管課 |
|---------|--------------------|--------|--|------------|--|------------|
| R02001S | 道路占用許可に係る事務の停滞について | 72 | 【結果:指摘】 道路占有者による完了届が速やかに提出されない場合(規則上、工事完了日から14日以内と規定。同規則第16条第1項)、道路占有者による完了届提出の単なる失念であるかどうかも含めて、各土木事務所においては道路占有者に連絡し、規定に基づき占用工事完了届等を提出するよう催促されたい。 | 対応中 | 占有者に対し、規定に基づき完了届等を提出するように要請を行う。 ※道路管理センター参加者に対してはセンター経由での要請を検討している。 【改善予定時期】令和3年度中 | 4土木事務所共通事項 |
| R02002S | 道路占用申請事案の事務処理について | 81 | 【結果:指摘】 道路占用申請事案の事務については、完了から時が経過している事案についての検査についてより一層の煩雑さが生じるものであり、過年度事案の早急な処理完了を進めるとともに、今後の事案については適時に処理を実施されたい。 | 対応中 | 過年度分の未処理となっている完了届の処理については早急に対応するとともに今後の事案については適正な処理を実施する。 【改善予定時期】今後の事案については適時処理。過年度分については、令和3年度中 | 中央・美浜土木事務所 |

| No. | 項目 | 報告書掲載頁 | 内容(抜粋) | 措置状況(通知年月) | 措置内容 | 所管課 |
|-----------------|--|--------|---|------------------|---------------------------------|----------------|
| R02 003 S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 87 | 【結果:指摘1】 原材料等で調達した消耗品の適正な出納管理を行うために、物品取扱員等が備えなければならない帳簿としての消耗品出納簿を備え置き、土木事務所の実態に合った受払のタイミングで、適時適切に記帳等を実施されたい(同規則第46条及び別表第6)。 | 措置済 (令和3年11月) | 令和3年度から出納簿を備え置き、在庫管理を適切に実施している。 | 中央・美浜 土木事務所 |

| No. | 項目 | 報告書掲載頁 | 内容(抜粋) | 措置状況(通知年月) | 措置内容 | 所管課 |
|---------|--|--------|--|------------------|--|------------|
| R02004S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 87 | 【結果:指摘2】 常温合材の契約に当たり、当初から、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号や千葉市契約規則第21条の2に規定される随意契約の許容範囲を超過しているため、随意契約を採用せず、一般競争入札を採用するよう徹底されたい。 | 措置済 (令和3年11月) | 令和2年度から、発注予定数量の精査を行い、予定価格に応じ一般競争入札を採用している。 | 中央・美浜土木事務所 |
| R02005S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 87 | 【結果:指摘3】 常温合材の発注に関しては、当初の単価契約の発注予定数量(450袋)を実際には大きく超過する発注がなされていたものと容易に推定することができる。このように、実際の発注段階で発注予定数量を超過する場合は、変更契約の手続きを実施されたい。 | 対応中 | 令和3年度から、予定数量を超過する場合は、変更契約の手続きを行うこととする。 【改善予定時期】令和3年度契約変更時期 | 中央・美浜土木事務所 |
| R02006S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 87 | 【結果:指摘4】 常温合材の購入に係る単価契約は、契約を行うことができる他の9つの事務所で個別に実施せず、中央・美浜土木事務所が代表して契約手続きを行っているが、書面上明確に契約の委任関係が確認できない。市と外部事業者との間における契約行為は、債権債務を確定する行為として法律上、重要な行為であるため、書面上確認することができない契約の委任行為は、内部統制上も重大な不備に該当するものと考えられる。 したがって、当該単価契約の事務手続きに当たっては、他の9つの事務所が当該契約担当の中央・美浜土木事務所に対して、契約事務の専決を委ねる意思決定を行っていることを確認するなど、適正な契約事務の手続きを整備されたい。 | 対応中 | 令和4年度に実施する契約手続きから、各事務所にて契約事務の専決をゆだねる意思決定を行うとともに、契約担当部署に事務手続きの依頼を文書により行う。 | 中央・美浜土木事務所 |

| No. | 項目 | 報告書掲載頁 | 内容(抜粋) | 措置状況(通知年月) | 措置内容 | 所管課 |
|---------|--|--------|---|------------------|---|------------|
| R02007S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 87 | 【結果:指摘5】 契約相手方に対して常温合材を個別に発注する際には口頭でなされている。債権債務の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられないため、当該発注行為は書面により実施されたい。 | 措置済 (令和3年11月) | 当該単価契約に係る発注については、令和3年度から、書面により実施している。 | 中央・美浜土木事務所 |
| R02008S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 87 | 【結果:指摘6】 本来の納品検査は、書面での発注書と比較する方法で、納品された常温合材の実際の数量と納品書に記載された数量とを照合してその適正性を検査する必要があり、このような正式な納品検査を今後は実施されたい。 | 措置済 (令和3年11月) | 当該単価契約に係る納品検査については、令和3年度から、書面での発注書に基づき実施している。 | 中央・美浜土木事務所 |

| No. | 項目 | 報告書掲載頁 | 内容(抜粋) | 措置状況(通知年月) | 措置内容 | 所管課 |
|---------|--|--------|---|------------------|--|-------------|
| R02009S | 道路占用申請事案の事務処理について | 99 | 【結果:指摘】 道路占用申請事案の事務については、完了から時が経過している事案についての検査についてより一層の煩雑さが生じるものであり、過年度事案の早急な処理完了を進めるとともに、今後の事案については適時に処理を実施されたい。 | 対応中 | 過年度分の未処理となっている完了届の処理については早急に対応するとともに今後の事案については適正な処理を実施する。 【改善予定時期】今後の事案については適時処理。過年度分については、令和3年 | 花見川・稲毛土木事務所 |
| R02010S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 103 | 【結果:指摘1】 土木事務所調達する道路維持補修等の原材料や消耗品に係る物品出納に関して、「購入後直ちに消費するもの」(千葉市物品会計規則第27条第6号)ではないことが現場往査により確認することができた。そのため、原材料等で調達した消耗品の適正な出納管理を行うために、物品取扱員等が備えなければならない帳簿としての消耗品出納簿を備え置き、土木事務所の実態に合った受払のタイミングで、適時適切に記帳等を実施されたい(同規則第46条及び別表第6)。 | 措置済 (令和3年11月) | 令和3年度から出納簿を備え置き、在庫管理を適切に実施している。 | 花見川・稲毛土木事務所 |
| R02011S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 103 | 【結果:指摘2】 融雪剤(塩化カルシウム)の契約に当たり、発注予定数量が適切に見積もられていなかったため、少なくとも結果としては、当初から随意契約を採用する基礎に欠けていたものと判断することができる。したがって、契約事務を進める段階で、発注予定数量を見積もる際には実績等を適切に勘案する必要があり、その段階で、発注予定数量に基づく発注予定の合計額が当初から、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号や千葉市契約規則第21条の2に規定される随意契約の許容範囲を超過する場合は、随意契約を採用せず、一般競争入札を採用するよう徹底されたい。 | 措置済 (令和3年11月) | 令和2年度から、発注予定数量の精査を行い、予定価格に応じ一般競争入札を採用している。 | 花見川・稲毛土木事務所 |

| No. | 項目 | 報告書掲載頁 | 内容(抜粋) | 措置状況(通知年月) | 措置内容 | 所管課 |
|---------|--|--------|--|------------|--|-------------|
| R02012S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 103 | 【結果:指摘3】 当初の単価契約の発注予定数量(360袋)を実際には大きく超過する発注がなされていた(1,020袋)。このように、実際の発注段階で発注予定数量を超過する場合は、変更契約の手続きを実施されたい。 | 対応中 | 令和3年度から、予定数量を超過する場合は、変更契約の手続きを行うこととする。 【改善予定時期】令和3年度契約変更時期 | 花見川・稲毛土木事務所 |
| R02013S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 103 | 【結果:指摘4】 融雪剤(塩化カルシウム)の購入に係る単価契約は、契約を行うことができる各土木事務所で個別に実施せず、令和元年度は花見川・稲毛土木事務所が代表して契約手続きを行っている。この場合、各土木事務所長が有する契約事務に係る専決権を他の土木事務所が花見川・稲毛土木事務所に口頭により委任していると推察されるが、書面上明確に契約に係る専決権の委任関係が確認できない。 したがって、当該単価契約の事務手続きに当たっては、他の土木事務所は当該契約担当の土木事務所に対して、契約事務に係る専決権の委任の意思決定を踏まれるよう、手続きを整備されたい。 | 対応中 | 令和4年度に実施する契約手続きから、各事務所にて契約事務の専決をゆだねる意思決定を行うとともに、契約担当部署に事務手続きの依頼を文書により行う。 | 花見川・稲毛土木事務所 |

| No. | 項目 | 報告書掲載頁 | 内容(抜粋) | 措置状況(通知年月) | 措置内容 | 所管課 |
|---------|--|--------|---|------------------|--|-------------|
| R02014S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 103 | 【結果:指摘5】 花見川・稲毛土木事務所は、契約相手方に対して融雪剤(塩化カルシウム)を個別に発注する際には口頭により行われている。債権債務の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられないため、当該発注行為は、少なくとも書面により実施されたい。 | 措置済 (令和3年11月) | 当該単価契約に係る発注については、令和3年度から、書面により実施している。 | 花見川・稲毛土木事務所 |
| R02015S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 103 | 【結果:指摘6】 融雪剤(塩化カルシウム)の納品に際して、物品検査員が実施している納品検査について、その「物品検査書」の「検査概要」欄で「契約どおりであったので、合格と認める。」と記載されている。そもそも実際の発注が書面で行われていないため、契約に記載されている数量でしか確認することができないものと考えられるが、本来の納品検査は、書面での発注書と比較する方法で、納品された融雪剤(塩化カルシウム)の実際の数量と納品書に記載された数量とを照合してその適正性を検査する必要があり、このような正式な納品検査を今後は実施されたい。 | 措置済 (令和3年11月) | 当該単価契約に係る納品検査については、令和3年度から、書面での発注書に基づき実施している。 | 花見川・稲毛土木事務所 |
| R02016S | 文書管理について | 110 | 【結果:指摘】 現在、倉庫で保管されている「機密文書」は約450箱を把握することができるが、個人情報を含む文書の管理としては、不適切であるため、明らかに保存年限を過ぎても不必要に保管されている文書に関しては、廃棄処分の手続きをとられたい。 | 対応中 | 保存年限を経過した機密文書のうち、不必要なものについては廃棄処理を実施する。 【改善予定時期】令和3年12月末まで | 花見川・稲毛土木事務所 |
| R02017S | 道路占用申請事案の事務処理について | 117 | 【結果:指摘】 道路占用申請事案の事務については、完了から時が経過している事案についての検査についてより一層の煩雑さが生じるものであり、過年度事案の早急な処理完了を進めるとともに、今後の事案については適時に処理を実施されたい。 | 対応中 | 過年度分の未処理となっている完了届の処理については早急に対応するとともに今後の事案については適正な処理を実施する。 【改善予定時期】今後の事案については適時処理。過年度分については、令和3年度中 | 若葉土木事務所 |

| No. | 項目 | 報告書掲載頁 | 内容(抜粋) | 措置状況(通知年月) | 措置内容 | 所管課 |
|---------|---|--------|--|------------------|--|---------|
| R02018S | ちばし道路サポート制度に係る事務処理について | 120 | 【結果:指摘】 令和元年度の「活動実績報告書」の提出の有無不明分の取扱いについては、曖昧なまま放置することなく、監査実施過程で行われたような報告書提出に係る追跡調査を実施するなどして、道路サポーターから提出があった「活動実績報告書」の適正な文書管理を徹底されたい。 | 措置済 (令和4年1月) | 令和元年度の活動実施報告書について、提出を確認できなかった団体に対して個別に照会し、活動状況を把握した。 なお、令和2年度の活動実施報告書については、未提出の団体に対して提出を促し、すべての団体から提出されている。 | 若葉土木事務所 |
| R02019S | 道路等の維持管理に伴う管理の瑕疵に起因する事故の発生・賠償金の支払事務と維持建設課(維持班)が実施する道路等の簡易な維持・修繕との関係について | 122 | 【結果:指摘】 通報・パトロール等により入手した情報に基づき道路の不具合等に対応する際の、対応の見送り、所定の協議・準備の経緯、判断等の業務プロセスについて、記録・報告を行う旨の明確なルールとして、業務マニュアル整備・運用を検討されたい。 | 対応中 | 通報、パトロール等により入手した情報に基づき、道路の不具合等に対応する際には、所定の協議、準備の協議、判断の業務プロセス等の記録を残すことを検討する。 【改善予定時期】令和3年度中 | 若葉土木事務所 |
| R02020S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について | 126 | 【結果:指摘1】 若葉土木事務所で調達する道路維持補修等の原材料や消耗品に係る物品出納に関して、「購入後直ちに消費するもの」(千葉市物品会計規則第27条第6号)ではないことが現場往査により確認することができた。そのため、原材料等で調達した消耗品の適正な出納管理を行うために、物品取扱員等が備えなければならない帳簿としての消耗品出納簿を備え置き、土木事務所の実態に合った受払のタイミングで、適時適切に記帳等を実施されたい(同規則第46条及び別表第6)。 | 措置済 (令和3年11月) | 令和3年度から出納簿を備え置き、在庫管理を適切に実施している。 | 若葉土木事務所 |

| No. | 項目 | 報告書掲載頁 | 内容(抜粋) | 措置状況(通知年月) | 措置内容 | 所管課 |
|---------|---|--------|--|--------------|--|---------|
| R02021S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について | 126 | 【結果:指摘2】 千葉県決裁規程により若葉土木事務所の長として専決することができる常温合材や融雪剤の購入に係る単価契約を、それぞれ中央・美浜土木事務所や花見川・稲毛土木事務所に対して委ねるに当たっては、そのための意思決定を若葉土木事務所として実施するよう、手続きを整備されたい。 | 対応中 | 令和4年度に実施する契約手続きから、各事務所にて契約事務の専決をゆだねる意思決定を行うとともに、契約担当部署に事務手続きの依頼を文書により行う。 | 若葉土木事務所 |
| R02022S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について | 126 | 【結果:指摘3】 契約相手方に対して常温合材や融雪剤を含め、原材料等を個別に発注する際には書面で行われず、口頭でなされていた。債権債務の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられないため、当該発注行為は書面により実施されたい。 | 措置済(令和3年11月) | 当該単価契約に係る発注については、令和3年度から、書面により実施している。 | 若葉土木事務所 |
| R02023S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について | 126 | 【結果:指摘4】 常温合材や融雪剤の納品に際して、そもそも実際の発注が口頭によるものであり、書面で行われていないため、契約に記載されている数量でしか確認することができないものと考えられる。しかし、本来の納品検査は、書面での発注書と比較する方法で、納品された常温合材の実際の数量と納品書に記載された数量とを照合してその適正性を検査する必要がある、このような正式な納品検査を今後は実施されたい。 | 措置済(令和3年11月) | 当該単価契約に係る納品検査については、令和3年度から、書面での発注書に基づき実施している。 | 若葉土木事務所 |

| No. | 項目 | 報告書掲載頁 | 内容(抜粋) | 措置状況(通知年月) | 措置内容 | 所管課 |
|---------|--|--------|--|--------------|--|---------|
| R02024S | 固定資産管理の適正性:売却処理について | 131 | 【結果:指摘】 車両の売却に係る予算の積算を行うに当たっては、令和元年度の当初予算で積算したような中古車としての積算ではなく、千葉市物品会計規則等の規定の趣旨を踏まえて、鉄スクラップとして予算の積算を行う必要があり、今後、同様の事務処理に当たってはマニュアル等に今回の事例を明確に追記するなどして、所内に周知されたい。 | 対応中 | 予算編成時の説明会において注意事項として説明を行います。 【改善予定時期】令和3年7月頃 | 若葉土木事務所 |
| R02025S | 道路占用申請事案の事務処理について | 139 | 【結果:指摘】 道路占用申請事案の事務については、完了から時間が経過している事案についての検査についてより一層の煩雑さが生じるものであり、過年度事案の早急な処理完了を進めるとともに、今後の事案については適時に処理を実施されたい。 | 対応中 | 過年度分の未処理となっている完了届の処理については早急に対応するとともに今後の事案については適正な処理を実施する。 【改善予定時期】今後の事案については適時処理。過年度分については、令和3年度中 | 緑土木事務所 |
| R02026S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 143 | 【結果:指摘1】 道路維持補修等のための原材料等で調達した消耗品の適正な出納管理を行うために、物品取扱員等が備えなければならない帳簿としての消耗品出納簿を備え置き、土木事務所の実態に合った受払のタイミングで、適時適切に記帳等を実施されたい(同規則第46条及び別表第6)。 | 措置済(令和3年11月) | 令和3年度から出納簿を備え置き、在庫管理を適切に実施している。 | 緑土木事務所 |

| No. | 項目 | 報告書掲載頁 | 内容(抜粋) | 措置状況(通知年月) | 措置内容 | 所管課 |
|---------|--|--------|--|------------------|--|--------|
| R02027S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 143 | 【結果:指摘2】 千葉市決裁規程により緑土木事務所の長として専決することができる常温合材や融雪剤の購入に係る単価契約を、それぞれ中央・美浜土木事務所や花見川・稲毛土木事務所に対して委ねるに当たっては、そのための意思決定を緑土木事務所として実施するよう、手続を整備されたい。 | 対応中 | 令和4年度に実施する契約手続きから、各事務所にて契約事務の専決をゆだねる意思決定を行うとともに、契約担当部署に事務手続きの依頼を文書により行う。 | 緑土木事務所 |
| R02028S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 143 | 【結果:指摘3】 契約相手方に対して常温合材や融雪剤を含め、原材料等を個別に発注する際には口頭でなされている。債権債務の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられないため、当該発注行為は、少なくとも書面により実施されたい。 | 措置済 (令和3年11月) | 当該単価契約に係る発注については、令和3年度から、書面により実施している。 | 緑土木事務所 |
| R02029S | 在庫管理の適正性:維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について | 143 | 【結果:指摘4】 常温合材や融雪剤の納品に際して、そもそも実際の発注が口頭によるものであり、書面で行われていないため、契約に記載されている数量でしか確認することができないものと考えられる。しかし、本来の納品検査は、書面での発注書と比較する方法で、納品された常温合材の実際の数量と納品書に記載された数量とを照合してその適正性を検査する必要がある、このような正式な納品検査を今後は実施されたい。 | 措置済 (令和3年11月) | 当該単価契約に係る納品検査については、令和3年度から、書面での発注書に基づき実施している。 | 緑土木事務所 |

| No. | 項目 | 報告書掲載頁 | 内容(抜粋) | 措置状況(通知年月) | 措置内容 | 所管課 |
|---------|-----------------------|--------|---|-----------------|--|--------|
| R02030S | 固定資産台帳登録について | 173 | 【結果:指摘】 柏井橋の橋梁架替工事に係る平成30年度の中間金の当初支払い額(102百万円)の一部(35百万円)が、工事の一部取止めにより返金収納された場合、中間金の支出と関連させて返納の事実を正確に反映させることができるよう、特に留意が必要な固定資産台帳への適正な取得価額の登載として、土木保全課における事務処理手順等に明記し、全庁的な固定資産台帳主管課に共有することを検討されたい。なお、土木保全課からはこの返金収納額については、事業完了時において、建設仮勘定から工作物に振り替える際に適正に反映するという回答を得ている。 | 措置済 (令和4年1月) | 柏井橋に係る橋梁架替工事の返戻額が固定資産台帳に適正に反映されるよう、固定資産台帳の更新手続きを行った。また、固定資産台帳の制度所管課と情報共有するとともに、更新手続きに係る記載要領にも、返戻額等が発生した場合の対応について、注記を加えた。 | 土木保全課 |
| R02031S | 道路台帳への道路情報の登載について | 183 | 【結果:指摘】 道路台帳の利用者にとって有用な情報としての道路台帳に一部登載漏れがある場合、正確な道路情報に基づく事業の実施に支障をきたす危険性が内在しているものと考えられる。また、道路台帳の情報は普通交付税交付金の算定に当たり、基準財政需要額の基礎係数になるものであり、一部の延長距離とはいえ、重要な情報であると考えられる。以上のことから、重要な情報の登載漏れがないよう、現在の道路台帳更新に係る事務処理手順等への事例の追記等を行い、組織内で注意喚起をし、その情報の共有及び履行を徹底するなど、土木事務所を含む道路建設及び改良担当部門と連携を強化して、正確な情報に基づく道路情報の適時、的確な登載に心がけられたい。 | 対応中 | 道路台帳への情報の搭載漏れを防止するため、事務処理マニュアルの内容を精査し、留意すべき事例を追加したものを作成し、各土木事務所及び工事担当課へ周知する。 【改善予定時期】令和3年10月頃 | 路政課 |
| R02032S | 改良工事完成後の道路台帳への登載について | 185 | 【結果:指摘】 道路改良工事等が完成し、完成検査も終了して供用された道路に関しては、路政課として、道路建設部門の完了通知漏れのリスクも考慮して、問い合わせ等の調査を行い、道路工事に伴う地形変更等の情報を、道路管理システムや道路台帳に適時、適切に登載されたい。 | 措置済 (令和4年1月) | 道路工事担当課に対して、道路工事完了通知書を速やかに提出するよう年2回の通知を行うこととし、当該方針に基づき、令和3年7月12日付けで道路工事担当課に通知した。 | 路政課 |
| R02033S | 場内放置に対する料金徴収のあり方について | 198 | 【結果:指摘】 駐輪場から保管場へ移動された自転車等について、駐輪場に駐輪していた時の利用料金を全てリセットすることについて、暗黙のルールとして運用するのではなく、条例・規則等の規定に明文化されたい。 | 対応中 | 現状の事務運用について、規則・要綱等で明文化することを検討していく。 【改善予定時期】令和3年度中 | 自転車政策課 |
| R02034S | 無申請利用に対する料金徴収のあり方について | 200 | 【結果:指摘】 「千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則」第10条第4項「ただし、市長が認めるときは、この限りではない」の規定を解釈して、事後精算を容認する事務を導入するよう検討されたい。 | 対応中 | 不正利用者に対する取締りの強化や24時間管理運営ができる機械式の設置を進めることを含め検討していく。 【改善予定時期】令和3年度中 | 自転車政策課 |

| No. | 項目 | 報告書掲載頁 | 内容(抜粋) | 措置状況(通知年月) | 措置内容 | 所管課 |
|---------|-------------------------------|--------|---|------------------|--|------------------|
| R02035S | 個人情報の取扱いについて懸念される保管場事務の事例について | 225 | 【結果:指摘1】 誉田保管場については、引取申請書のコピーは残さないよう、適切な事務の執行を徹底されたい。 | 措置済 (令和3年11月) | 令和2年10月に、受託事業者に対して、引取申請書のコピーを残さないよう指示した。 | 自転車政策課 |
| R02036S | 個人情報の取扱いについて懸念される保管場事務の事例について | 225 | 【結果:指摘2】 保管場の管理責任者及び管理担当者に対して、個人情報の取扱いについての教育研修を継続的に実施されたい。 | 措置済 (令和3年11月) | 令和2年10月に、受託事業者に対して、個人情報の取扱いについての教育研修を継続的に実施するよう指示した。 | 自転車政策課 |
| R02037S | 移動保管自転車等売却契約に基づく売却代金について | 226 | 【結果:指摘】 未収債権の管理において、分割払いに応じる場合には、地方自治法施行令第171条の6に基づいた履行延期の特約の手続きをとられたい。 | 措置済 (令和3年12月) | 今後同様の未収債権が発生した場合には、地方自治法施行令第171条の6に基づく履行延期特約の措置をとる等、適正に対応する。 | 自転車政策課 |
| R02038S | 道路改良工事の完了通知について | 261 | 【結果:指摘】 上記の園生町111号線外1路線は工事が完了し供用されている路線であるが、道路管理システムや道路台帳への修正登録がなされていないことが分かった。道路の拡幅等の現況を正しく事業者等に伝えることが重要であることから、適時適切に、道路台帳等への修正情報を反映されたい。なお、上記の1件に関しては、道路建設課として調査し、完了通知が路政課へ提出されていないことを確認したことから、令和2年12月28日付けで路政課へ正式に提出し措置がなされている。 | 措置済 (令和3年11月) | 未提出であった道路工事完了通知書については、令和2年12月28日付けで路政課に提出した。 | 道路建設課 (道路計画課) |
| R02039S | 買収した用地に対する会計処理について | 278 | 【結果:指摘】 用地買収に伴う取得であり、道路がいまだ完成していない土地については、建設仮勘定へ振替えることが必要であり、今後適切に処理されたい。 | 対応中 | 道路部の共通マニュアルへの登載を検討する。 【改善予定時期】令和3年度中 | 街路建設課 (道路建設課) |